

後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム <平成19年10月15日 厚生労働省>

『平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%（現状から倍増）以上』という政府の目標達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、①安定供給、②品質確保、③後発品メーカーによる情報提供、④使用促進に係る環境整備、⑤医療保険制度上の事項に関し、国及び関係者が行うべき取組を明らかにする。

①安定供給

医療現場の声

発注から納品までに時間がかかることがある等

国

○安定供給の指導の徹底

・医療関係者からの苦情の受付、メーカーの指導・指導内容の公表等

後発品メーカー

●納品までの時間短縮

・卸への翌日までの配送100%（19年度中）
・卸に在庫がない場合、卸への即日配送75%（20年度中）

●在庫の確保

・社内在庫・流通在庫1か月以上（19年度中） ・品切れ品目ゼロ（21年度中）

②品質確保

医療現場の声

一部の後発品では、溶出性・血中濃度が先発品と異なるのではないかなど

国

○後発品の品質に関する試験検査の実施・結果の公表

・注射剤等を対象に、不純物に関する試験を実施
・後発品の品質に関する研究論文等を収集整理し、また、「後発医薬品相談窓口」に寄せられた品質に関する意見等を検討の上、必要に応じ、試験検査を実施。（予算要求中）

○一斉監視指導の拡充・結果の公表（予算要求中）

・都道府県及び国の立入検査によるGMPに基づく指導 ・検査指定品目の拡充

後発品メーカー

●品質試験の実施・結果の公表

・ロット毎に製品試験を実施（19年度中）
・長期保存試験など、承認要件でない試験についても、未着手のものは、年度内に着手（19年度中）

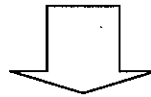
●関連文献の調査等

・関連団体の医薬工業協議会において、後発品の関連文献を調査・評価し必要な対応を実施（19年度中）

大麻乱用防止対策について

1. 更なる広報・啓発活動の強化

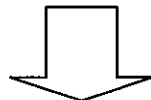
- 重点的な政府広報の実施〔平成20年12月に、携帯電話向け広告、テレビ2本、ラジオ1本を実施〕
- 厚生労働省HPへ「注意喚起」の掲載
- 関係省庁・地方自治体への啓発強化依頼
- インターネット広告(バーナー広告)〔「大麻・栽培」「大麻・種子」等の用語を検索において、注意喚起を促す広告を掲載〕
- 高校生(学年については検討中)に対し啓発読本の配布
〔大学等に入る前の段階での啓発を強化;平成21年度新規事業〕



正しい知識の啓発、規範意識の維持向上を図る

2. 大麻事犯取締対策の強化〔関係取締機関との連携〕

- インターネットサイトでの種子販売等不正ルートに対する徹底取締り
 - ・新たな取締方策の実施
 - ・おとり捜査手法の活用
- 大麻種子や大麻使用に係る新たな取締方策の検討



大麻事犯・違法大麻種子販売者に対する取締りの徹底を図る

大麻の種子からの大麻の不正栽培について(注意喚起)

平成20年12月 2日
 医 薬 食 品 局
 監視指導・麻薬対策課
 内線 (2776、2779)

大麻は、WHO（世界保健機関）の報告書（注）によると、記憶への影響、学習能力の悪化、知覚の変化、人格喪失などを引き起こすほか、使用を止めても依存性が残るなどとされています。

(注)"Cannabis: a health perspective and research agenda" (1997)
 Programme on Substance Abuse (WHO)

最近、大学生を始めとする若年者による大麻取締法違反の事例が多く報道されており、不正に大麻を所持・販売等する事例、大麻の種子から大麻を不正に栽培する事例等が報告されています。

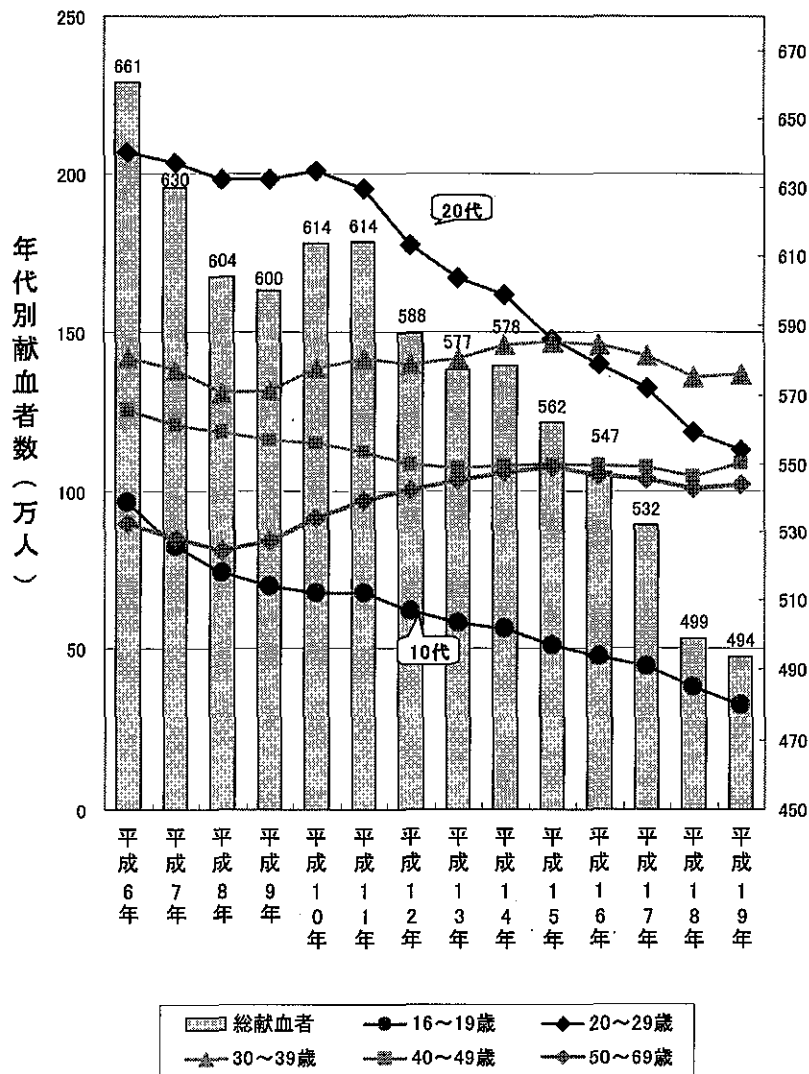
大麻の不正栽培は、大麻取締法で禁止されています。
 また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、大麻取締法の処罰対象となります。

安易な行動はくれぐれも慎んで下さい。

○大麻取締法における不正栽培者（以下、不正栽培者）
 及び不正栽培目的に使用されると知りながら種子を提供した者（以下、「不正種子提供者」）に関する罰則

	不正栽培者	不正種子提供者
既遂罪 ・ 種子を蒔いて、発芽させた	第24条第1項 (正犯)	第24条第1項 (ほう助犯)
未遂罪 ・ 種子を蒔いたが、発芽していない	第24条第3項 (正犯)	第24条第3項 (ほう助犯)
予備罪 ・ 種子を蒔く前の準備段階	第24条の4	第24条の6

献血者の推移と献血構造改革



献血構造改革の目標

- ①若年層の献血者数の増加
10代・20代を献血者全体の40%まで上昇させる。
(平成16年度:35%、平成19年度:29.2%)
- ②安定的な集団献血の確保
集団献血等に協力する企業数を倍増させる。
(平成16年度:23,890社、平成19年度:34,059社)
- ③複数回献血の増加
複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。
(平成16年度:27%、平成19年度:29.5%)